

お済みですか？ 国保特定健康診査等の受診

市では現在、今年度40～74歳となる国民健康保険加入者を対象とした国保特定健康診査や35～39歳の国民健康保険加入者を対象とした健康診査、後期高齢者の方を対象とした後期高齢者健診を実施しています。

受診する予定の方で、まだ済んでいない方は、個別健診または集団健診いずれかの方法で受診してください。詳細については、お届けしてある、受診票をご覧ください。

国民健康保険以外の健康保険に加入している方および被扶養者の方は、加入している医療保険者が健診を実施しますので、勤務先などにお問い合わせください。

◆集団健診

会場：旭市保健センター

日程：7月15日（火）～18日（金）、22日（火）～25日（金）、28日（月）～31日（木）

受付時間：午前9～11時

◆個別健診

実施期間：9月30日（火）まで

（9月中の受診は混雑が予想されますので、早めに受診してください）

受付時間：各医療機関の診療時間内

実施医療機関（50音順）

●青葉クリニック●飯倉医院●磯村クリニック●伊藤医院●江畑医院●佐々木クリニック●嶋田医院●高木医院●滝郷診療所●田辺病院●塚本医院●塚本クリニック●浜医院●ひがた内科医院●森下医院●ゆうきクリニック

※注意：国民健康保険の人間ドック事業を年度内に利用予定の方は受診できません。

健診を受診した後は…

受診日のおおむね40日後に健診結果をお届けする予定ですので、届いた健診結果を参考に、生活習慣を見直し、健康の維持増進に心掛けましょう。

また、40～74歳までの国保特定健康診査を受診した方のうち、生活習慣の改善が特に必要とされる方には、生活習慣の改善に向けた保健指導を専門家（保健師、管理栄養士など）から受けられる特定保健指導の通知が届きますので、この機会を利用し、生活習慣の改善に取り組みましょう。（特定保健指導を希望する場合は、申し込みが必要です。）

<問い合わせ先>

保険年金課 国民健康保険班 ☎62-5401

新しい高齢受給者証・ 後期高齢者医療被 険者証が届きます

新しい高齢受給者証を郵送します

国民健康保険に加入している70歳以上75歳未満の方の高齢受給者証が、8月1日から新しくなります。7月下旬に郵送しますので、誤りがないか確認をお願いします。

自己負担割合が変わる方に新しい後期高齢者医療被保険者証を郵送します

後期高齢者医療制度に該当される方の自己負担割合は、前年の収入を基に判定されますが、前年と負担割合が変わる方には、7月下旬に新しい後期高齢者医療被保険者証を郵送しますので、確認をお願いします。

※負担割合が変わらない方は、現在お持ちの後期高齢者医療被保険者証を続けてご使用ください。

減額認定証の申請を忘れずに

国民健康保険と後期高齢者医療制度では、住民税非課税世帯の方が入院したときの食事代や医療費を減額する制度があります。申請し、認定されると減額認定証が発行され、申請した月の1日から有効になります。特別な事情がない限り、さかのぼりの認定はできませんので、申請もれのないようご注意ください。

なお、現在使用している減額認定証は7月31日で期限が切れますので、再度申請が必要になります。

<問い合わせ先>

保険年金課国民健康保険班

☎62-5331

後期高齢者医療班

☎62-5882

障害基礎年金（20歳前の障害など） 現況届を忘れずに！

障害基礎年金を受けている方のうち、次に該当する方は7月31日（木）までに、現況届を保険年金課年金班または各支所住民室へ提出してください。

●20歳前に初診のある傷病による障害基礎年金を受けている方

●障害福祉年金から移行した障害基礎年金を受けている方

この届けは、あなたやご家族の状況に変化がないか確認し、引き続き年金が支給されるかを決定する、年に一度の大切なものです。

なお、年金を受けられるようになつて1年未満の方と、他の公的年金を受けることにより引き続き障害基礎年金の支払いが全額停止となる方は、提出する必要はありません。

<問い合わせ先>

保険年金課年金班

☎62-5332